

平成24年10月19日
国土交通省九州地方整備局
佐賀国道事務所

【記者発表資料】 1 / 2

※取締りの実効を期すため、日時・場所については取締り実施日の16:00以降での解禁にご配慮願います。

国土交通省佐賀国道事務所・佐賀運輸支局・神埼警察署 が合同で特殊車両等の指導取締りを実施

道路を車両が通行するにあたっては、**道路構造物の保全、交通の危険防止のため、車両の大きさや重さの最高限度（一般制限値）※が車両制限令により定められています。**

最高限度を超える車両が道路を通行する場合は、道路法第47条の2に基づく道路管理者の特殊車両通行許可を取得し、許可条件のもと通行しなければなりません。

国土交通省佐賀国道事務所では、特殊車両が通行許可を取得し、許可条件に基づき通行しているかを取り締まる「特殊車両指導取締り」を警察の協力を得て実施しています。

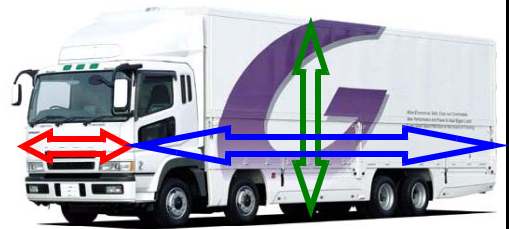
また、10月は佐賀県の過積載防止月間であり、佐賀運輸支局及び各関係機関が協力し過積載が原因による事故や道路の損傷を未然に防ぐべく街頭取締りや過積載防止の啓発活動を行っています。

今回、国土交通省佐賀国道事務所は10月24日（水）に佐賀運輸支局・神埼警察署と合同で特殊車両の指導取締り及び一般大型トラック等への過積載防止啓発活動を実施する予定です。

実施場所：神崎市神埼町姉川 国道34号姉川検量基地
実施日時：平成24年10月24日（水）14時～16時
実施機関：佐賀国道事務所、佐賀運輸支局、神埼警察署

※道路法の車両制限令（昭和36年7月17日 政令第262号）で定められた大きさや重さ

幅2.5 m、長さ12.0 m、高さ3.8 m、総重量20 tなど



問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 佐賀国道事務所
管理第一課長 成沢 潔（内線431）
TEL（0952）32-1151（代表）

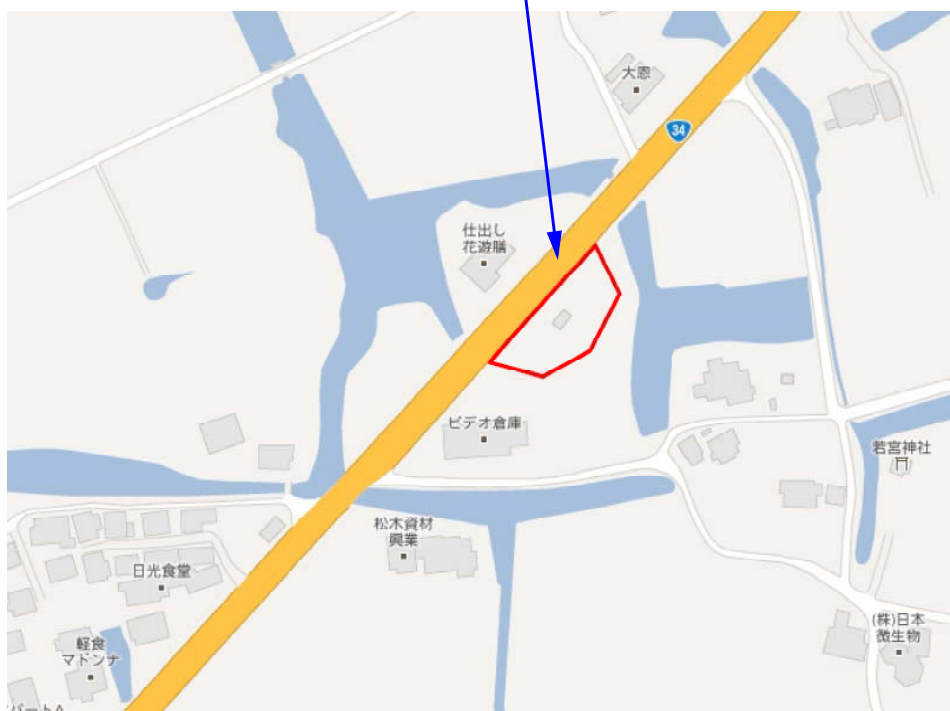
【記者発表資料】 2 / 2



【位置図】

実施場所
神崎市神埼町姉川
姉川検量基地

実施日時
10月24日(水)
14時～16時



【拡大図】

特殊車両については、許可取得の確認及び車両寸法重量を計測し、許可条件に基づき通行しているのか確認を行います。

また、10月は過積載防止月間であり特殊車両以外の車両については、車両重量の計測及び過積載防止の啓発活動を行います。

特殊車両の通行について

— 過積載車両が道路に損傷を与えます —

「特殊車両」は通行許可が必要

大型トレーラなどの「特殊車両」は、大きな貨物や大量の貨物を目的地に届けており、私たちの暮らしに大変役立っています。

しかしながら「特殊車両」は重量が重く寸法も大きいため、他の通行車両に迷惑をかけないように通行したり、道路を傷めないようにさまざまなルールが定められています。

車両の諸元		一般的制限値
幅		2.5メートル
長さ		12.0メートル
高さ		3.8メートル（高さ指定道路は4.1メートル）
重さ	総重量	20.0トン（重さ指定道路は25.0トン※）
	軸重	10.0トン
	隣接軸重	隣り合う車軸の軸距に応じて18.0トン～20.0トン
	軸荷重	5.0トン
最小回転半径		12.0メートル

これらの制限値を1つでも超える車両は「通行許可」が必要です

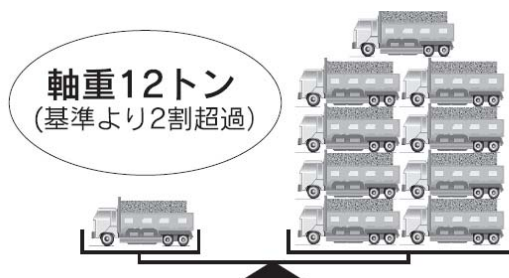
※総重量の一般的制限値を車両の長さ及び軸重に応じて最大25 t

違反車両が道路に及ぼす影響

道路が損傷する大きな原因には、定められたルールを守らず通行すること等があげられています。特に過積載車両が橋梁や舗装に大きな影響を及ぼします。



大型車両1台が、軸重10トンの基準よりも2トン超過した場合、橋梁に対しては約9台分の荷重が蓄積され、道路が損傷する原因となります。



$$\left(\frac{12t}{10t}\right)^2 = \text{約9倍}$$

※過積載車両による橋梁等への影響は、基準超過の12乗に相当します。